最終更新日：2015年7月2日
大日本塗料株式会社
代表取締役社長　岩淺　壽二郎
問合せ先：管理本部総務部長　江藤　史雄
証券コード：4611
http://www.dnt.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主、顧客、従業員及び社会全体から「存在価値のある企業」として認められるためには、コーポレート・ガバナンスの充実・強化が経営の最重要課題の一つであると考えています。
そのために、取締役会・執行役員制度により、経営と業務執行を適切に分離し、経営環境の変化に対応して迅速・的確な意思決定と管理監督を行うとともに、業務執行の効率を高めています。
また、社外取締役や監査役制度により経営監視機能を強化・充実しています。
さらに、決算や経営施策等の情報開示を適時且つ正確に行うなど、透明性の高い企業経営の実現に向けて努力しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
明治安田生命保険相互会社	7,000,643	4.71
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,141,449	4.13
DNT取引関係持株会	6,123,400	4.12
三菱商事株式会社	5,942,480	4.00
東京海上日動火災保険株式会社	5,068,100	3.41
富国生命保険相互会社	5,002,000	3.36
株式会社島津製作所	5,001,440	3.36
田邊　康秀	4,437,560	2.98
三菱UFJ信託銀行株式会社	3,184,000	2.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,989,000	2.01

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岩田　哲夫	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩田　哲夫	○	社外取締役の岩田哲夫氏は、当社の取引銀行である株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）の常務取締役及び株式会社三菱東京UFJ銀行の常務執行役員を歴任し、平成19年6月に退任しております。	金融機関での長年の経験及び他社の監査役としての経験から相当程度の知見を有しており、これを生かし当社経営全般に対して提言を行い、中立・客観的な立場から経営全般の監督機能強化や経営の中立性、客観性を高める役割を担っております。 ＜独立役員指定理由＞ 当社の取引銀行である株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）の常務取締役及び株式会社三菱東京UFJ銀行の常務執行役員を歴任しておりましたが、当該銀行を退任後、当社の主要取引先ではない企業の監査役に就任しており、当該銀行を退任後相当期間経過しております。

			当社は当該銀行から借入を行っておりますが、その借入額の当社の総資産に占める割合は少なく、また、当該銀行以外からの借入も行っていることから、当該銀行が当社ガバナンスに与える影響は希薄と考え、従って独立性が高く、一般株主と利益相反の生じるおそれが無いと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

(1)監査役と会計監査人の連携状況
　監査役は、会計監査人との連絡会を年9回開催し、会計監査に関する報告及び説明を受け、意見交換等を行っています。

(2)監査役と内部監査部門の連携状況
　監査役と内部監査室は、連絡会を年5回開催し、監査計画、監査結果について意見交換等を行っています。

(3)会計監査人と内部監査部門の連携状況
　会計監査人と内部監査室は、連絡会を年6回開催し、内部統制について意見交換等を行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
福岡　靖之	他の会社の出身者										△			
藤井　浩之	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福岡　靖之	○	社外監査役の福岡靖之氏は、平成19年2月まで当社の取引銀行である三菱信託銀行株式会社（現三菱UFJ信託銀行株式会社）の業務執行者として在籍、平成21年6月まで当社の取引銀行である株式会社三菱東京UFJ銀行及び株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループへ出向し、その後は平成25年6月まで三菱UFJ信託銀行株式会社の業務執行者として在籍しておりました。	金融機関における長年の経験と財務に関する相当程度の知見を有しており、会計書類が適正であるか監査する役割を担っております。 ＜独立役員指定理由＞ 当社の取引銀行である三菱信託銀行株式会社（現三菱UFJ信託銀行株式会社）、株式会社三菱東京UFJ銀行及び株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの業務執行者を歴任しておりました。当社は両銀行から借入を行っておりますが、その借入額の当社の総資産に占める割合は少なく、また、両銀行以外からの借入も行っていることから、両銀行が当社ガバナンスに与える影響は希薄と考え、従って独立性が高く、一般株主と利益相反の生じるおそれが無いと判断し、独立役員として指定しております。
藤井　浩之	○	社外監査役の藤井浩之氏は、平成25年6月まで当社との間に商品の売買等の取引関係のある株式会社島津製作所の取締役及び執行役員として在籍しておりました。	株式会社島津製作所において常任監査役を務め、監査の経験に基づく財務及び会計等に関する相当程度の知見を有しており、会計書類が適正であるか、監査する役割を担っております。 ＜独立役員指定理由＞ 当社と商品等の売買等の取引関係のある株式会社島津製作所の取締役及び執行役員でしたが、当社と当該会社との取引高は僅少であり、独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。よって独立性が高く、一般株主と利益相反の生じるおそれが無いと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

ストックオプション制度については、平成27年6月26日開催の第132期定時株主総会において導入が決議されました。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明 更新

株価変動によるメリットやリスクを株主の皆様と共有し、当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めることを等を目的として、取締役（社外取締役を除く）及び取締役を兼務しない執行役員を対象としております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年3月期役員報酬は取締役（社外取締役を除く）に195百万円、監査役（社外監査役を除く）に13百万円、

社外役員に20百万円を支払いました。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等は、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で、その具体的金額を取締役については取締役会で、
監査役については監査役の協議で決定することとしています。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

必要に応じて担当役員が事前に取締役会議案等について説明を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1. 会社の機関の内容

（1）取締役会

取締役会は1名の社外取締役を含む取締役8名で構成し、8月を除く毎月1回開催しており、「取締役会規則」に則って重要事項はすべて審議、決定するほか、業務執行状況を逐次監督しています。また、取締役の経営責任を明確にするため、その任期は1年としています。

（2）執行役員制度

平成16年6月29日より執行役員制度を導入し、戦略重視の経営、取締役人数の適正化と業務執行体制の強化を図っています。執行役員の員数は提出日現在13名（内、取締役の兼任者が6名）で、その任期は1年（毎年4月1日から翌年3月31日まで）としています。

（3）経営会議

取締役会の意思決定に基づく経営戦略の具体化と業務執行を図るため、社長及び執行役員全員による経営会議を原則として毎月2回開催しています。

（4）監査役・監査役会

当社は、監査役制度を採用しています。提出日現在監査役3名のうち、社外監査役は2名です。
各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席する他、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等の閲覧を実施するとともに、必要に応じて子会社へ事業の報告を求めています。また、会計監査人との連絡会を定期的に開催し、会計監査に関する報告及び説明を受け、意見交換等を行っています。

（5）内部監査体制

平成17年10月1日より社長直轄の内部監査室（所属員4名）を設置し、営業所、子会社等の監査を行っています。
また、業務遂行に必要なルールの整備・強化を併行して行っています。

（6）独立監査人

当社は、監査人に有限責任 あずさ監査法人を選任し会計監査を委嘱しています。

（7）コンプライアンス委員会

平成16年1月に委員会を設置し、年2回開催しており、当社のコンプライアンス方針の決定等を審議することによって、コンプライアンス遵守を徹底しております。

（8）その他

企業経営及び日常業務に関して、法律上の判断を必要とする場合に適時に必要なアドバイスを顧問弁護士より受ける体制をとっています。

2. コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みの最近1年間における実施状況

平成26年4月1日から平成27年3月31日までに、取締役会を11回、経営会議を24回、監査役会を12回開催しています。
内部監査室が平成26年4月1日から平成27年3月31日までに事業部、営業所、子会社等12ヶ所の監査を実施しています。

3. 会計監査の状況

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を結び会計監査を受けています。
平成27年3月期において当社の会計監査業務を執行した公認会計士は指定有限責任社員 業務執行社員 千田健悟（有限責任　あずさ監査法人）と有限責任社員 業務執行社員 山口義敬（有限責任　あずさ監査法人）です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

株主をはじめとするすべてのステークホルダーに対する利益を十分に配慮し、的確で迅速な意思決定と業務執行を行い、
企業価値を持続的に向上させる企業経営を行うためのコーポレート・ガバナンスをめざすため、
提出日現在監査役3名（うち社外監査役2名）による監査の実施を行っておりますほか、
取締役8名（うち社外取締役1名）による取締役会運営を行っており、経営監視機能の客観性・中立性は
十分に確保されている現在の体制が当社にとって最適であると判断しています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定の2週間前に加え3営業日前倒しで発送いたしました。
その他	株主総会参考書類等の書面送付に代えて、実施時期を見て、インターネット開示もできるように、定款の一部変更をいたしております。 また、総会会場においてビジュアル化を実施し、株主の皆様にわかりやすい説明を心がけております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社は、決算短信、株主総会招集通知、有価証券報告書、株主向け報告書等を当社ホームページ（http://www.dnt.co.jp/japanese/ir/）に掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理本部総務部総務課	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	平成15年3月に「企業行動憲章」、同年5月に「役員、社員行動指針」を制定し、更に、平成16年1月にはコンプライアンス体制の中核を担うべき「コンプライアンス委員会」を設置し、それらの体制の元、良識ある企業人として行動することで、ステークホルダーの期待に応える企業を目指して努力しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「環境負荷が小さく持続可能な経済社会を築いていくことが重要であるとの認識のもと、地球規模の環境保全活動を継続的かつ着実に推進しながら、塗料及び関連製品の開発・製造・販売を通じて社会に貢献することを基本とする」旨の環境方針を平成13年6月に制定し、全員が一致協力して環境保全に取り組んでいます。 具体的には、認証を取得したISO14001の考え方に則り、EMS委員会を中心に各職場で環境保全活動を実施しています。 また、日本レスポンシブル・ケア協議会の会員企業としてレスポンシブル・ケア活動にも注力しています。これらの環境活動は「社会・環境報告書」として毎年集約し、公開しています。 また、平成24年2月には、塗料業界では初めて株式会社日本政策投資銀行による「DBJ環境格付」に認定されました。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

・内部統制システムに関する基本的な考え方
当社は、創業以来培ってきた防食技術を始めとする独自技術により地球環境や資源を護り、広く社会の繁栄、豊かな暮らしの実現に貢献する企業として、ステークホルダーに信頼され、ともに発展し続けるためには、内部統制システムを整備、適切に運用し、監査役及び内部監査室が適宜その実施状況を監査することにより、業務執行部門で取り組むべき課題を明確にして対応することが重要であると考えています。

・内部統制システムの整備状況
1. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）当社及び当社の子会社はグループ全体におけるコンプライアンス体制を確立し、実効を図る。
具体的には、「企業倫理規則」、「企業行動憲章」、「役員、社員行動指針」に沿った行動をするとともに、
コンプライアンス委員会が法令・定款の遵守を最重要課題としてコンプライアンスプログラムの整備・強化・推進を図る。
（2）監査役による監査を徹底し、併せてヘルプライン（相談窓口）による不正処理・不祥事などの早期発見に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（1）取締役は、その職務の執行状況が確認できるように、職務執行に係る情報（議事録、稟議書、契約書など）を法令及び
「文書管理規定」に則り、関連資料とともに文書又は電磁的媒体に記録し、保存及び管理する。
（2）取締役及び監査役は「文書管理規定」に則り、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
（1）当社及び当社の子会社の損失危機の管理及び損失防止の観点から、リスクの把握、発生可能性と経営への影響度合いの評価、
対応策の構築などを行う。
（2）取締役、使用人は職務の執行に当たっては、法令、定款の他、「リスク管理規定」に則り、社内規定などリスク管理に関するルールを
遵守する。
（3）有事の際は「緊急事態対応規定」に則り、迅速かつ適切な情報伝達と緊急対応策及び再発防止策を講じる。
（4）監査役及び内部監査室は全社的なリスク管理状況を検証し、必要に応じて経営会議及び取締役会で意見を述べる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役は「職制」、「職務権限規則」、「業務分掌規則」、「稟議規則」などに則った職務の執行により、又下記の経営管理体制により、
適正性及び効率性を確保する。
・執行役員制度を執ることにより、取締役は経営の迅速化、監督機能の強化など経営機能に専念し、
業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にする。
・「取締役会規則」に則り、社外取締役を含めた取締役会で、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を
決定し、業務執行状況を監督する。
・取締役、執行役員などで構成される経営会議を設置し、「経営会議規則」に則り、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から
協議する。経営会議は毎月１回以上開催する。

5. 当社及び当社の子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）当社及び当社の子会社はグループ全体におけるコンプライアンス体制を確立し、実効を図る。
具体的には、「企業倫理規則」、「企業行動憲章」、「役員、社員行動指針」に沿った行動をするとともに、
コンプライアンス委員会が法令、定款、社内規定の遵守を最重要課題としてコンプライアンスプログラムの整備・強化・推進を図る。
（2）内部監査室による監査を徹底し、併せてヘルプライン（相談窓口）による不正処理・不祥事などの早期発見に努める。
（3）コンプライアンス教育・啓発計画を策定し、これに沿って継続的に実施する。

6. 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1）当社及び当社の子会社はグループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするため、
「企業集団としての企業行動指針」を定め、コンプライアンスや情報セキュリティなどの理念の統一を図る。
（2）当社の取締役は「職制」、「職務権限規則」に則り、当社の子会社が適切な内部統制システムの整備・運用を行うよう指導する。
（3）当社の取締役は「関係会社管理規定」に則り、当社と当社の子会社間の連係を密にして指導、助言するとともに、
当社の監査役及び内部監査室が当社の子会社の監査も行い、グループ全体としての業務の適正を図る。
（4）当社及び当社の子会社は「リスク管理規定」に則り、グループ全体のリスク管理を徹底する。
（5）当社の子会社においては当社及び当社の子会社各社と連携体制を確立し、重要な業務執行に関する事項は事前承認又は報告する。
（6）当社の子会社各社間の取引においては「関係会社管理規定」、法令、税法及びその他の社会規範に則り適切に行う。
（7）当社は「関係会社管理規定」に則り、当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
（1）監査役会はその職務の執行に必要と認めた場合には、専任の補助すべき使用人（以下、補助人という。）の設置を
当社に請求できるものとする。
（2）監査役会は必要と認めた場合には、弁護士、公認会計士、コンサルタントなどの外部専門家を任用できるものとする。
（3）監査役会が補助人又は外部専門家として特定の候補者を指名したときは、当社はこれを尊重するものとする。
（4）監査役会は内部監査室と連携して当社各部門における業務執行を監査する。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性並びに指示の実効性に関する事項
（1）監査役会の要請によって設置する補助人の人選に当たっては、当社は監査役会の意向を尊重するとともに、
該当者が補助人である期間のみならず、補助人でなくなった後も、その人事異動及び考課につき監査役会の意向を尊重するものとする。
（2）当社は補助人を務めたことをもって不利益な取り扱いをしないことを保証する。
（3）補助人は監査役の指揮命令系統にあって、必要に応じて会議等の出席により、必要な情報収集権限等を有することができ、
取締役及び使用人は監査役の補助人に対して指揮命令権限を有しない。

9. 当社及び当社の子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
（1）当社の監査役が出席する取締役会、経営会議などの重要会議において、当社及び当社の子会社の取締役及び使用人は

下記の事項を報告するとともに、その他重要な業務の内容についても適時、適切な方法により報告する。
・当社及び当社の子会社の取締役及び使用人の職務の遂行に関して不正の行為、法令及び定款に違反する重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合はその事項
・当社及び当社の子会社に対して著しい損害を及ぼす恐れのある事項
・内部監査室が実施した内部監査の結果
・ヘルプライン（相談窓口）への通報状況

（2）当社の監査役が必要と判断したときは当社及び当社の子会社の取締役及び使用人に対して業務執行に関する事項について報告を求めることが出来る。

（3）当社の監査役に報告した者及びヘルプライン（相談窓口）に通報した者が当該報告及び通報したことを理由に不利益な取扱いを受けないことを保証する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1）取締役社長は監査役と定期的に会合をもち、当社が対処すべき課題、当社を取り巻くリスクの他、内部統制システムの整備及び運用状況、監査役監査の実施状況、監査環境の整備状況、監査上の重要課題などについて意見を交換する。

（2）監査役会は内部監査室及び会計監査人と定期的に会合をもち、積極的に意見及び情報の交換を行い、緊密な連携を保つ。

（3）当社の監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、これを拒むことはできない。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社の子会社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの整備及び運用する体制を構築するとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。

12. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社及び当社の子会社のグループ全体は、反社会的勢力との関係を排除するとともに、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、警察、弁護士及び外部の専門機関や地域企業等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及び子会社は、社会の秩序や安全及び健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力の排除をコンプライアンス上の最重要事項の一つと位置づけ、全社一体となり、関係排除を図ることを基本としています。

・反社会的勢力排除に向けた整備状況

（1）当社及び子会社は、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方、行動の仕方を「企業行動憲章」、「役員、社員行動指針」及び「内部統制システムに関する基本方針」に定めるとともに、これらを記載した「内部統制ハンドブック」を役員及び従業員に配布、更に社内研修等を通して周知徹底に努めています。

（2）総務部が、統括部署として反社会的勢力に関する情報を一元管理するとともに、関係排除に向けて反社会的勢力と対応する体制を取っています。

（3）平素から、警察、弁護士及び大阪府企業防衛連合協議会等の外部の専門機関や地域企業等と連携を保ち、情報交換、共有化を行ない、反社会的勢力排除に取組んでいます。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

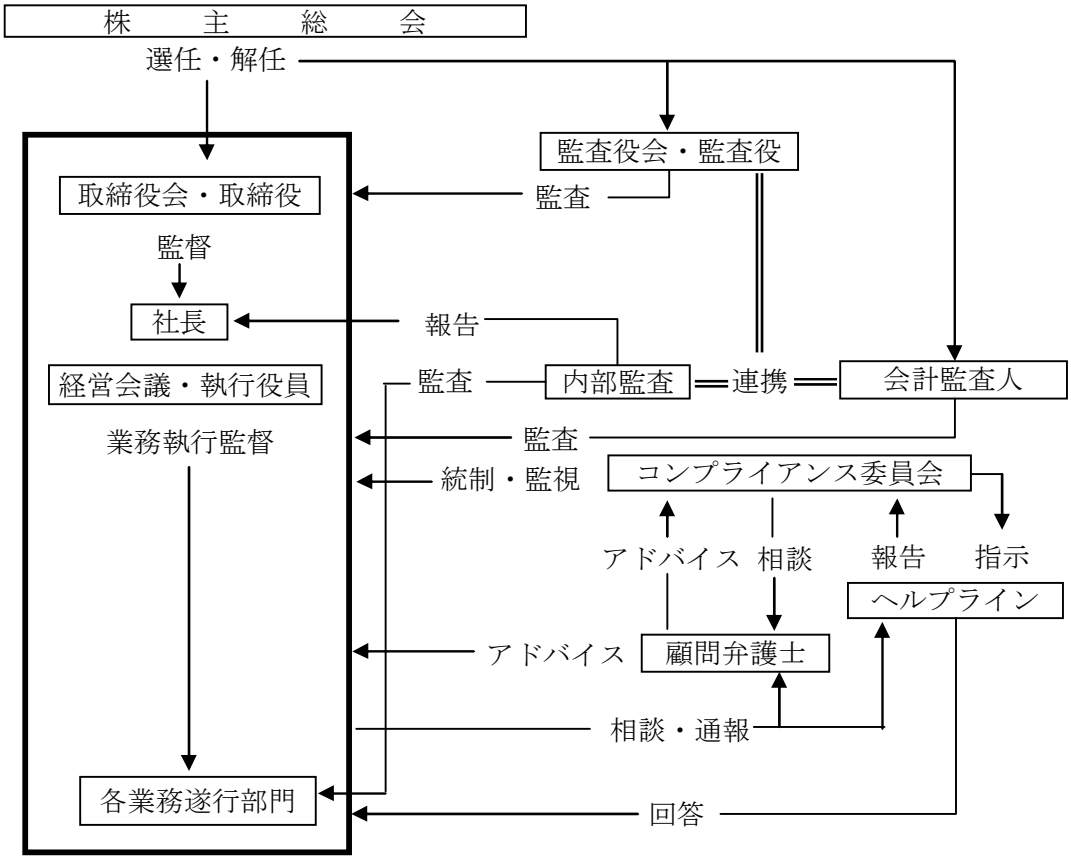
平成20年6月27日開催の当社第125期定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただき、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」を導入し、その後、平成23年6月29日開催の第128期定時株主総会において、これを継続することについてご承認をいただきました（以下、この継続後の当社株券等の大規模買付行為に関する対応策を「原プラン」といいます。）。
原プランの有効期間は、平成26年6月27日開催の当社第131期定時株主総会終結の時までであることから、
当社では、株主共同の利益及び企業価値の維持・向上の観点から、当社を取り巻く事業環境、情勢変化等も踏まえ、検討してまいりました結果、平成26年4月24日開催の取締役会において、原プランを一部変更したうえで「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」を継続することを決議いたし（以下、継続する「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」を「本プラン」といいます。）、平成26年6月27日開催の第131期定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただきました。
なお、本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社のホームページ掲載の平成26年4月24日付プレスリリース「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」（http://www.dnt.co.jp/japanese/ir/library/file/other/news20140424.pdf）をご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

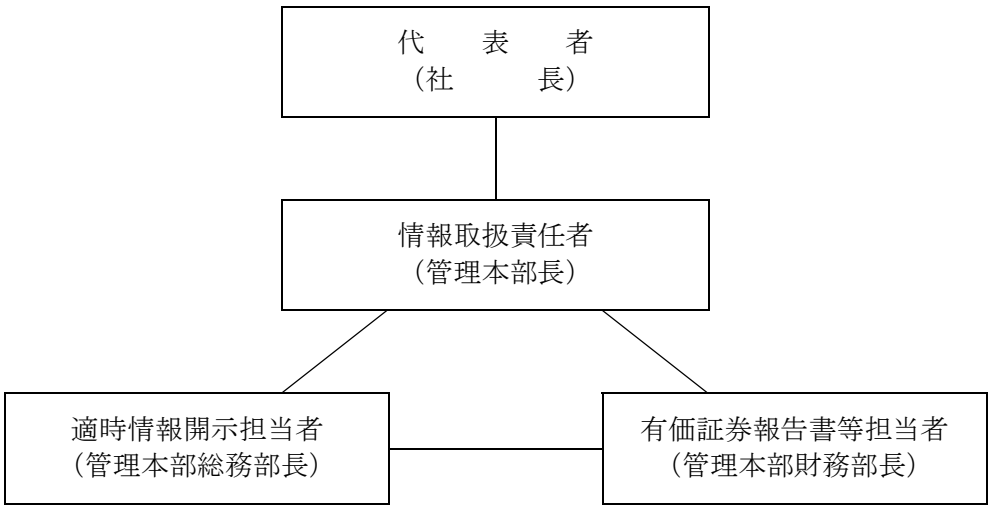
{参考資料：模式図}

・当社のコーポレート・ガバナンス体制



・当社の適時開示体制

（　　）は役職名



- 代表者および情報取扱責任者は、適宜、取締役会および経営会議において審議、報告を行っております。
- 上記担当者は金融商品取引法、証券取引所が定める適時開示規則並びに関連法規に準拠した業務遂行はもとより、日常的に他社開示例を参照するなど、情報開示の充実に努めております。
- 監査役および会計監査人から、定期的な監査に加えて助言・指導を受けております。
- 社内規程において「内部情報及び内部者取引管理規則」を定めるとともに、厳格に遵守する旨記載した役員・社員行動指針を役職員等に配布し、周知徹底しております。